

果実酒の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、福井県内に住所または主たる事務所が存在する食品製造業者が、県内に所在する製造所で製造した「果実酒」に適用する。

第2 定義

この基準において「果実酒」とは、「酒税法」（昭和28年法律第6号）第3条（その他の用語の定義）第13項に規定する果実酒に適合しているものをいう。

第3 品質及び品質表示

ワインの品質及び品質表示の基準は次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	使用原材料	使用する果実は福井県産であること。
	性 状	香味及び色沢が良好で、かつ異味異臭がないこと。
	異 物	混入していないこと。
	食品添加物	亜硫酸塩以外の食品添加物は使用していないこと。
内 容 量	表示重量に適合していること。	
表 示	一括表示事項	次の事項を表示してあること。 (1) 品名（酒類の種類） (2) 原材料 (3) 食品添加物名 (4) 内容量 (5) アルコール分 (6) 製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地
	表示の方法	表示事項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名（酒類の種類） 酒税法に基づき、「果実酒」と記載すること。 (2) 原材料 ○○（福井県産） (3) 食品添加物名 亜硫酸塩を使用する場合は、「酸化防止剤（亜硫酸塩）」と記載すること。 (4) 内容量 リットル又はミリリットルの単位で、単位を明記して記載すること。

		<p>(5) アルコール分</p> <p>文字の書体は原則として「かい書体」又は「ゴシック体」とし、数字は、原則としてアラビア数字で表示すること。</p> <p>次のいずれかの例により記載すること。</p> <p>(1 3 度以上 1 4 度未満の場合)</p> <p>① 1 3 度以上 1 4 度未満 ② 1 3. 0 度以上 1 3. 9 度以下</p> <p>③ 1 3 %以上 1 4 %未満 ④ 1 3. 0 %以上 1 3. 9 %以下</p> <p>⑤ 1 3 度 ⑥ 1 3 %</p> <p>(6) 製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地</p> <p>製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地を記載すること。</p>
	特別表示事項及びその表示方法	一括表示事項外に認証マークを表示するとともに「福井県産〇〇使用」等福井県産を使用した旨を記載することができる。
	表示禁止事項	品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。

第4 生産・製造等の施設

生産・製造施設、保管施設等は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理

1 生産・製造管理

原材料から製品にするまでの工程において、食品衛生法の遵守に努め、適正な製造管理に努めていること。

2 生産・製造責任者の資格及び人数

食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、「厳選ふくいのみ」認証要綱に基づく。

第7 技術指導

認証を受けた製造業者は、国や県関係機関が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるように努めること。